

第25回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年2月22日（月）
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター2階会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長（10番） 山田 一夫
会長職務代理者（9番） 笹山結実男
1番 安田正一郎、 4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、
6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 8番 増尾 勝男、
9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司

農地利用最適化推進委員：
4番 太田 正、 7番 工藤 郁子
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男
主任主査 鶴飼 義信、 主事 玉舘 透、 主事 小林 誠
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長（山田会長）

ただいまより、第25回軽米町農業委員会総会を開会いたします。
（ 午後1時30分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は、7名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員、細谷地委員より欠席の報告がございました。安田委員より少し遅れる旨の連絡がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、8名の出席となっております。

なお、太田委員、工藤委員より欠席の報告がございました。

議長 それでは日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、4番、内澤初蔵委員、5番、下谷地敦雄委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、全部で5件申請がございます。1ページから順番に読み上げさせていただきます。番号1、土地の所在は大字〇〇第〇地割、〇地割、〇地割、〇地割の畑が8筆になります。合計の面積で読み上げますけれども15,557㎡。こちらは、使用貸借による利用権の設定となります。貸付人になりますが、〇〇〇〇。借受人が、〇〇〇〇。親子間での使用貸借の設定となります。期間は、5年間。本件につきましては、軽米町親元就農給付金事業の受給対象者ということで、〇〇農家さんになりますが農地の利用権の設定が前提となってございますので、今回使用貸借を結ぶというものとなってございます。譲受人は、経営面積がゼロとなってございます。いわゆる新規就農者ということになります。現地確認は、工藤委員と下谷地委員をお願いしてございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思えます。番号2、場所は大字〇〇第〇地割の畑が1筆で3,051㎡になります。こちらは、親子間での贈与となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。こちらの現地確認は、木村委員と荻谷委員をお願いしてございます。

続いて番号3、場所は大字〇〇第〇〇地割の現況地目は休耕となっております。面積は、243㎡。有償での所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。対価金は、235万円となっております。現地確認は、木村委員と荻谷委員をお願いしてございます。こちらにつきましては、現況が休耕状態となっておりますので、ご本人から聞き取り調査をしたんですけれども、今後農地として復旧をして畑の利用をしたいということで申出を受けてお

ります。

続きまして番号4、場所は大字〇〇第〇地割の田が1筆。以後、3ページ、4ページ、5ページの大字〇〇第〇地割の畑まで、田が22筆、畑が7筆の合わせて29筆となっております。合計面積が田んぼで53,458㎡、畑で11,169㎡、合計で64,627㎡となります。こちらは、親子間による所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。本件につきましては、譲受人、息子さんになりますが国の親元就農給付金、農業次世代人材投資事業の受給を受けている方となります。本年度で給付期間が5年で最終年となるわけですが、それまでに親の農地を、所有権を移すというのが前提となっている事業となっております。それに基づいて今回全ての農地を譲り受けるという事での申請がございました。今までも使用貸借で利用権の設定を受けていた農地がございました。それを今回全て譲り渡す内容となっております。現地確認につきましては、古里委員と安田委員にお願いしてございます。

続いて番号5、場所は大字〇〇第〇地割の田んぼ1筆となっております。面積は630㎡。こちらは、売買による所有権の移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇のご住所となっております。譲受人が〇〇〇〇。対価金につきましては、10万円となっております。現地確認につきましては、古里委員と安田委員にお願いしてございます。

以上、5件の申請がございましたのでご審議よろしくお願いいたします。

[安田委員 出席]

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、工藤委員と下谷地委員に、番号2と3については木村委員と荻谷委員に、番号4と5については、古里委員と安田委員に依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

下谷地委員 報告します。番号1、2月14日に工藤委員と現地調査して参りました。位置周囲の状況は、全ての畑は〇〇地区内にあり第〇地割〇番、〇番は、西側は山林、南、北、東は畑となっております。第〇地割〇番は、西側は田んぼ、南、北、東は畑となっております。その他の周囲の状況は、周り全部畑となっております。確認者の意見としまして、まだ雪があり耕作状態が確認できませんでしたが、直接本人に話を伺い昨年も全部耕作していたということで、今年も同じく作付けするという事でした。親元就農給付金を受けているということもあって意欲も感じられ、農地の全てを効率的に利用できると思われ。また、葉たばこ、大豆、小麦を作付する予定であること、農地の位置についても周囲がほとんど畑で効率的に利用でき、地域の調和に支障はないものと思われ。よってこの申請は、許可相当であると考えます。

木村委員 番号2を報告します。2月14日、苅谷委員と現地確認に行つてまいりました。場所は、〇〇地区内で〇〇センターから広域農道を東へ200mくらい行つたところにあり、北側は山林、その他周辺は畑となっております。確認者の意見として父親の農業者年金の受給の準備もあり、親子間の贈与となります。受人は現在勤めに出ていますが、普段から農作業を手伝っております。保有している機械、家族状況、農業経験から見て農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。また、周辺農地への支障はないと考えます。若い後継者でもあり、今後も期待されます。よつてこの申請は、許可相当と考えます。

番号3、2月14日、苅谷委員と現地確認をしました。場所は〇〇地区内、〇〇橋より〇〇方面へ200mぐらゐの所にあり、町営住宅の入口で道路に面した角地になります。北東は宅地、南側は道路、西側は道路を挟んで〇〇川となっております。確認者の意見としてですけれども、現状はススキと木が少し生い茂つていて角には水道が引かれています。面積が243㎡と狭く、耕作が厳しいと思われまゐ。譲受人の事情もあり、許可の判断の有無は出来かねまゐので総会での審議に委ねたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

古里委員 番号4を報告します。2月17日、私と安田委員と事務局の3名で現地確認をしました。位置周囲の状況ですが、〇〇集落より主要地方道に沿つて点在しておりました。周囲は、南側は山林、北側は道路を挟んで山林、東側は田んぼ、西側は山林となっております。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。また、周辺農地の効率的総合的な利用に支障はないと思われまゐ。

次の場所は、大字〇〇第〇地割からの農地になります。林道の北側に位置してゐて、北側が保安林、東西、南は田んぼに囲まれています。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できるものと思われまゐ。周辺農地の支障も無いと思われまゐ。

次の場所は、大字〇〇第〇地割からの農地になります。第〇地割〇番は、国道沿いにあり、〇〇集落に位置し、宅地、山林に囲まれています。〇番から〇番までは、〇〇集落にあります。川を挟んで左側のほうにあります。周囲は、田んぼに囲まれています。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。また、周辺農地の効率的総合的な利用に支障はないと思われまゐ。

第〇地割の2筆は農免農道の北側にあり、山林に囲まれています。〇〇第〇地割の3筆は、内城地区の国道沿いを少し登つていつたところにあります。今まで雑穀を栽培してゐました。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できるものと思われまゐ。周辺農地への支障も無いと思われまゐ。

番号5を報告します。位置は、〇〇地区の国道沿いにあり、〇〇バス停より100mぐらゐの所にあります。譲渡人は、譲受人の組田に入つてゐて、今までも譲受人が耕作をしてゐたとの事です。周囲は、田んぼに囲まれています。譲受人は、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。また、周辺農地への効率的総合的な利用に支障はないと思われまゐ。参考ですが、譲渡人の父親が亡くなり、子供の通学のため自分の住所を二戸に移したとの事です。以上、

許可相当と見込まれますのでよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。番号3は総会で判断をとということでしたので、それ以外の部分についてご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号5について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について補足があります。

事務局 現状は、先程ご説明いたしましたとおり、休耕中の状態。木村委員から報告いただいていたけれども草等が生えている状況にございます。譲受人が一度相談に来られまして、農地法第3条は、農地を農地として使うということが前提ですとお話をさせていただきました。それについて確認したところ耕起をして農地利用をしていくということを口頭ではありますが確認をして受付をしたところでありまして。今現在も世帯で水稲、果樹、いんげん等を栽培されているということで農地法の要件は満たしていることとなります。今後につきましては、農地利用が図られているかというところは注視していかなければならないのかなと思います。以上です。

間賀委員 対価金はこれで正しいのか。

事務局 契約書の写しも付けていただいております、この金額ということになります。

議 長 休憩します。

休憩：午後 1時52分

再開：午後 2時03分

議長 再開します。

議長 番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。

なお、番号2については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。番号1について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 今お手元に別紙の現状の写真をお配りしますので、併せてご覧いただきたいと思えます。なお、総会後に回収させていただきたいと思えます。議案書は6ページになります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件申請がございます。

番号1、農地の所在は大字〇〇第〇地割、登記簿上は田んぼ、現況としては露天資材置場となっております。面積は、1, 365㎡。賃貸借での一時転用となっております。貸付人で所有者は〇〇〇〇、ご住所が〇〇となっております。借受人が〇〇〇〇。転用の理由は、太陽光発電設備設置工事に伴う山林からの伐採木搬出の仮置き場及びトラックへの積み込み作業スペースとして令和2年2月14日付で岩手県からの一時転用の許可を受けている。今回の変更の内容になりますが、一時転用の期間の延長となります。変更後は令和5年2月13日までで、当初の許可から3年間ということです。一時転用のできる期間が3年となっておりますので、期間ギリギリまでということになってございます。変更の理由になりますが、伐採作業の遅延が生じていること。加えて、伐採後に太陽光パネル設置等の資材置場等として引き続き使用したいという事での内容となっております。一時転用期間の3年以内というのを満たしているということで、申請は可能かなと事務局としては判断してございます。

以上、番号1についてご審議よろしく願いいたします

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請の、番号1に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、番号2については、除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 同じく議案書の6ページになります。申し遅れましたが、7ページが場所の地図となっております。先程の番号1と番号2は隣り合った位置関係になります。6ページに戻りまして、番号2、土地の所在は大字〇〇第〇地割の登記簿上は田んぼ、現況としては露天資材置場となっております。面積は、1,107㎡。貸付人で所有者は〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇となります。転用目的、転用理由、変更の理由につきましては、先程の番号1と同じとなります。一時転用期間が、令和5年2月13日までとすること、伐採作業の遅延及び太陽光パネル設置等の資材置場として引き続き使用したいとのことでの変更申請となります。以上、番号2についてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請の、番号2、に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の8ページになります。議案第3号、適用外証明交付申請の承認について1件提出がございます。場所につきましては大字〇〇第〇地割、登記地目上は田んぼ、現況は原野の状況ということで申請がございました。面積は、1,871㎡。所有者は〇〇〇〇、〇〇のご住所となっております。非農地の事由の所を読み上げさせていただきます。当該地は父親が耕作していたが高齢になり次第に耕作出来なくなっていった。平成11年頃から要介護となり申請者と同居するに至った。以後耕作することがなくなった。申請者が相続した後、耕作道もなく管理も出来ないまま自然に雑草等が生い茂ってしまったというような経過でございます。位置図につきましては、下を参考にご覧いただきたいと思っております。現地確認は、寺澤委員と福田委員にお願いしてございます。

以上、1件ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、寺澤委員と福田委員に、依頼しておりますのでご報告願います。

寺澤委員 報告します。場所は、〇〇地区から北へ1kmくらい行ったところにあります。沢になったようなところでした。確認者の意見としては、農地以外になってから長い年月を経過した土地で農地又は採草牧地として復旧することは著しく困難であると認められます。周囲農地への影響は無く、許可相当であると考えます。よろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時27分)